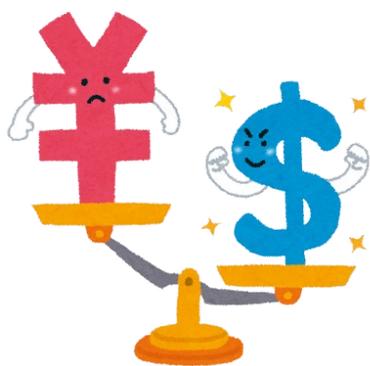


## 『円安で8割の企業がコスト増 卸売や製造、大きな負担に』

帝国データバンクは「円安に関する企業の影響調査」結果を発表した。それによると、円安傾向により自社の企業活動にどのような影響を与えているか尋ねたところ、仕入れ価格上昇、燃料費や光熱費上昇など「コストの増加」が77.7%と約8割に達した。「コストの増加」以外の影響では、消費者による「国内における買い控え」や「販売価格への転嫁が進んだ」（ともに12.0%）とする企業も1割程度あった。一方、プラスの影響として、大企業を中心に「為替差益が発生」が5.7%あった。同調査は2022年8月5日から8日まで、インターネットで実施、有効回答企業数は1763社だった。



コスト増加の割合を業界別に見ると、「卸売」が85.1%で最も高い。以下、「製造」(83.7%)、「運輸・倉庫」(83.2%)、「小売」(81.2%)などが続く。「卸売」のなかでアパレル製品を取り扱う「繊維・繊維製品・服飾品卸売」は93.8%で、9割を超えた。企業からも「急激な円安進行のため、販売先への価格転嫁が難しく、仕入れ先とのコスト調整が可能かどうか交渉中」(男子服卸売)や「大手通販に衣料を卸しているが、価格転嫁が全く進まない」(婦人・子供服卸売)といった厳しい声が聞かれた。

## 『登記情報提供サービス 代表者の住所非表示は見送り』

「商業登記規則及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が8月18日に公布されたが、登記情報提供サービスにおいて、会社代表者等の住所を一律で非表示とする改正については見送りとなっている。

平成31年に取りまとめられた法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会の要綱では、会社の代表者がDV被害者等であり、当該代表者から申出があった場合には住所を表示しないことや、登記情報提供サービスにおいては、会社代表者のプライバシーに配慮して住所に関する情報を一律に提供しないこととする附帯決議が付されており、これを踏まえ、法務省が2月に商業登記規則等の改正案を示していた。

しかし、改正案に対しては、登記情報提供サービスにおいて会社代表者等の住所を一律に表示しないとされていた点に対して、「代表者住所は、企業の属性を把握する上で必須の情報であり、詐欺的な人物等が関与する企業との取引を排除するために必要」など、現在の法律実務等に与える影響が大きいとの反対意見が多く寄せられ、最終的に法務省は、今回の改正には盛り込まないこととし、引き続き検討することになった。なお、その他の改正については令和4年9月1日から施行される。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)